

## 歯科専門医「共通研修」要項

(一社)日本歯科専門医機構(以下「本機構」という)は、歯科専門医の新規申請および更新申請における本機構認定共通研修(以下「共通研修」という)の取扱いならびに実施等について、以下のよう定める。

1. 共通研修の研修項目は、**別添資料 1**に示すとおりとする。
2. 歯科専門医の新規申請および更新申請に必要な単位数は以下のとおりとする。
  - ・ 1日あたり、1講習1時間を1単位とし、2単位を上限とする。
  - ・ 共通研修会の講師には受講単位2単位を付与できる。
  - ・ 歯科専門医の新規申請および更新申請に必要な単位は、申請までの5年間において**別添資料 1**の3項記載の共通研修区分①～⑤の各々1単位を含む計10単位以上の取得を申請要件とする。
  - ・ 共通研修区分の「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」及び「⑤医療関連法規、医療経済」の各々1単位については本機構が主催する共通研修を受講することが望ましい。
  - ・ 共通研修は1年ごとに2単位の受講を推奨する。
  - ・ 2つ以上の専門医を申請または更新する場合、共通研修を別個に履修(受講)する必要はなく、各申請に必要な研修単位として、共用して差し支えない。
3. 共通研修の提供形式・講習方法
  - ・ 単位取得のための講習の提供方式は、本機構が実施または認定する以下の形式による研修会(講習会)等の受講を原則とする。
    - ①研修会(講習会):講習内容に精通し、専門的な知識と経験を有する演者2名以内の講演で構成されるもの。
    - ②シンポジウム、ワークショップ:講習内容に精通し、専門的知識と経験を有する者、関連する領域内容に精通し、専門的知識と経験を有する者の講演で構成されるもの。
    - ③e-learning:①、②の要領で構成されるもので、**原則として e-testing 5題以上を含むもの。**
    - ④その他、日本歯科専門医機構が認定する講習方法によるもの
  - ・ 本機構が認定する共通研修とは、本機構社員学会、日本歯科医学会連合会員学会、各都道府県歯科医師会、研修施設を有する医療/教育機関等が主催し、本機構に申請後、認定された研修会等をいう。
4. 受講者の管理方法
  - ・ 受講に際しては、共通研修の主催団体・機関により適正・確実な方法で出席管理(受

講確認)を行えること(例:ICカード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認およびこれらに準じる程度の適正・確実な方法を講じたもの)

- ・研修会の受講者に対し、主催団体・機関による受講証明書を発行すること。また受講者の受講管理・保存は、主催団体・機関で行うこと。

#### 5. 日本歯科専門医機構への申請方法と事後報告

- ・本機構への申請は、遅くとも研修会等開催の3か月前までに、歯科専門医「共通研修」認定申請書(別添資料2)を「共通研修評価認定小委員会」へ提出し、承認を得るものとする。
- ・上記委員会の認定審査の結果、「承認」の判定が下されたとき、本機構は、速やかに通知書を交付するものとする。
- ・共通研修の主催団体・機関は、共通研修終了後、原則として2週間以内に、歯科専門医「共通研修」実施報告書(別添資料3)および受講者一覧(電子ファイルが望ましい)を本機構事務局へ提出するものとする。

**別添資料 1** 歯科専門医「共通研修」について**1. 基本的な考え方（「歯科専門医制度基本整備指針」より一部抜粋）**

- ・ 歯科専門医共通研修（以下「共通研修」という。）とは、「当該専門領域の枠を超え、歯科専門医として修得すべき基本的知識や診療態度の維持・向上に係る学修の機会（研修会または講習会等）」を示すものである。

**2. 共通研修の研修項目について**

- ・ 歯科専門医資格の認定または更新の要件として、下記に示す研修項目に係る講習会・セミナー等の受講を必修とする。

**① 医療倫理：**

- ・ 医療倫理の基本、臨床上の倫理課題
- ・ 患者の人権と医療
- ・ 医歯学系研究倫理（先端的医歯学・生命科学の倫理的課題）、利益相反等

**② 患者・医療者関係の構築：**

- ・ インフォームド・コンセント、患者の自己決定権の尊重
- ・ 個人情報の保護
- ・ 患者と医療者の情報共有、コミュニケーション力、価値観の共有等

**③ 医療安全：**

- ・ 患者へのリスクの要因と防止（ヒューマンエラー、スイスチーズモデル、ハインリッヒの法則、PDCA サイクル、根本原因分析など）
- ・ 医療事故発生時の安全確保と適切な対応（インシデント・アクシデントレポート等）
- ・ 救命救急処置（救急蘇生法の指針、JRC 蘇生ガイドライン等）
- ・ 医薬品・医療機器関連有害事象
- ・ 再生医療等の安全確保
- ・ 多職種医療連携

**④ 院内感染対策：**

- ・ 標準予防策（スタンダード・プレコーション）
- ・ 歯科用器材の滅菌と消毒等
- ・ 感染経路と予防法
- ・ 感染症発生時の適切な対応
- ・ 新興・再興感染症への対応
- ・ 耐性菌対策と抗菌薬の適正使用

**⑤ 医療関連法規、医療経済：**

- ・ 医療法、歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法等
- ・ 健康保険法・介護保険法、薬機法、感染症法等
- ・ 医療事故・副作用への対処（公的補償制度、被害補償など）
- ・ 医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）
- ・ 医療広告と医療広告ガイドラインなど